

岡山市 E V 充電設備更新事業に係る事業実施者の公募に係る質問に対する回答 (No.1~8)

No.	質問箇所	質問内容	回答
1	事業実施者募集要項 3頁の6 企画提案書の作成	募集要項の6企画提案書の作成(2)によると、電気料金の岡山市への支払いはどちらでも良いと受け取れますが、電気料金の岡山市への支払いは必須ではないのですか。	電気代相当額等の還元は必須ではなく、企画提案内容の審査時の評価項目としています。
2	仕様書(案) 1頁の4. 事業内容(1)	既存充電器と新設設置予定充電器の基数が同じ場合は、同じ場所に設置になると思いますが、基数が増える場合(例えば⑨岡山市中央卸売市場)は、設置希望位置が今現在、有りますでしょうか。	新規 E V 充電設備の設置場所は、全施設、事業実施者と各施設管理者との協議により決定します。
3	仕様書(案) 2頁の4. 事業内容(3)	現状の無料での E V 充電サービスと今回の「岡山市 E V 充電設備更新事業」のサービス形態は異なりますが、現状の各設置場所(①~⑪)での充電器の稼働状況をご提示して頂くことは可能でしょうか。	令和4年度の稼働状況は、別紙のとおりです。
4	仕様書(案) 2頁の5. 費用負担	既存の撤去充電器の資産は岡山市さまでしょうか。資産が岡山市さまの場合、事業実施者が資産所有者ではないのに、既存充電器の撤去費用、廃棄費用を負担するのは法律上、問題ないのでしょうか。	既存の E V 充電設備は岡山市の資産です。事業実施者の費用負担で撤去することは、双方が合意していれば、法律上、特に問題はないと認識しています。
5	仕様書(案) 2頁の5. 費用負担	「岡山市 E V 充電設備更新事業」は令和6年度の C E V 補助金を前提としてのスケジュールでよろしいでしょうか。令和6年の C E V 補助金について申請対象に自治体が含まれない場合は、ご辞退してよいでしょうか。	令和6年度 C E V 補助金の活用を想定しています。補助金が活用できない場合など、やむを得ない事情により事業実施が困難と認められる場合には、双方が合意の上で実施を取りやめることができることとしております。
6	仕様書(案) 2頁の5. 費用負担	C E V 補助金以外に活用を想定されている補助金や交付金は有りますでしょうか。	「岡山県充電環境整備事業補助金」の活用を想定しています。
7	仕様書(案) 2頁の6. 利用料金、利用方法	実施期間は8年以上12年未満の複数年ですが、実施期間中に、当初設定した充電料金や充電条件を事業実施者が自由に変動してもよいでしょうか。	協定期間中の充電料金や充電条件の変更については、岡山市との協議が必要です。
8	仕様書(案) 2頁の9. 事業報告	利用実態等に関する各種データの提供方法ですが、岡山市の指定したフォーマットではなく、事業実施者の決まったフォーマットでよろしいでしょうか。	事業実施者のフォーマットで構いません。